

企業の内から眺めれば

スズキ株式会社法務部長／日本組織内弁護士協会副理事長／静岡県弁護士会会員 佐野 晃生 Sano,Akio

小職は、企業就職後に司法試験に合格し、第45期司法修習を終えた1993年から企業に在籍してまいりました。企業内弁護士自体は「新しいフィールド」というには古いかもしれませんが、企業の視点から見た、新しいフィールドをご紹介します。と思えます。

1 新しくない？「新しいフィールド」

企業内弁護士とは、企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士のことをいいます(注：日弁連発行のパンフレット「そこが知りたい 企業内弁護士10問10答」)。しかし、企業内弁護士は新しくありません。私の知る限り、1949年には、米国において5,428人の企業内弁護士がいました(注：大矢息生『社内弁護士の研究』(第一法規出版、1982年)59頁)。同じく知る限り、1964年には日本においても企業内弁護士がいました。要するに、企業内弁護士それ自体は、「新しいフィールド」というには古過ぎる位です。

2 紛争解決から、紛争予防・戦略法務へ

法務の機能として、紛争処理(解決)的機能、紛争予防的機能、戦略的機能の3つが挙げられます(注：小島武司「会社法務部の総論的課題」『増訂会社法務入門』(青林書院、1983年)16頁)。

司法研修所では、日本の裁判実務を中心に学び

ました。既存の事実を正しく認定し、法令を解釈・適用して、法的な結論を出す—これが、法的な紛争解決機能の基本と言えるでしょう。

余談ですが、小職は、桜吹雪を「証拠」に正義の結論を下す江戸北町奉行、「遠山の金さん」が好きで、法曹に憧れたのでした。しかし、裁判官にはならず、企業内弁護士として実務を担当することになって、紛争解決はもちろんです。紛争予防が非常に重要であること、更に戦略的機能も求められることを実感しています。

戦略法務のやや突飛な実例を挙げます。日本の電機メーカーA社が同業種のB社を子会社化した際、その影響力の大きさゆえに、複数の国に独占禁止法の審査を請求しました。審査当局のひとつ、C国の独占禁止法当局が「自動車用ニッケル水素電池事業のシェアが高すぎる」と是正を求め、結果として、同電池事業はC国企業に譲渡されました(注：日本経済新聞、2011年2月2日付朝刊)。これからの産業社会において、電池事業を持つことの重要性は言い知れません。C国の政府・企業の一連の行動は、したたかな意図に基づくものかもしれませんが、そうだとすると、その行動は大きなスケールの戦略法務の実例と位置づけられるでしょう。

もちろん、法律家にとって、紛争解決の基本をマスターすることは必須であり、これを司法研修

所で身につける仕組みは合理的と思います。しかし、自らへの戒めを込めて申すならば、司法修習を修了した後の、新フィールドの勉強も重要であることを肝に銘じたいと思います。

3 国内法務から、グローバル法務へ

日本国の多くの企業は、日本国のお客様のためのビジネスを展開し、日本国のお客様に評価されて発展し、歴史を重ねて来ました。しかし、今や、海外の企業が「日本国のお客様のためにも」大々的に日本市場に参入して来ます。逆に、日本の企業も海外での事業展開を考えます。日本の法令を遵守するだけでは足りなくなっている点、企業内弁護士は向上意欲旺盛に取り組みかねばなりません。

戦後、奇跡の復興と言われ、1970～80年代には「ジャパン・アズ・ナンバー・ワン」と称賛された日本の経済活動の面影は、今やありません。企業も、生き残るため、その従業員やステークホルダー(利害関係者)と一緒に頑張っていますが、企業法務部門・企業内弁護士にも、海外の企業との競争に打ち勝つために一層頑張ることが求められています。

4 社外の弁護士から、企業内弁護士(インハウスローヤー)の時代へ

企業において、予防法務・戦略法務、グローバル法務の比重が増すに従い、「ビジネスを進めた後で、問題が生じたら法律家に相談する」のではなく、「あらかじめ法律家に相談しながらビジネスを進める」姿勢が重視されます。一般の(企業外の)弁護士も、かような予防的相談・企業法務を担当されると思いますが、企業内に弁護士を配置し、必要に応じて企業外弁護士とも協働的に対応

する選択肢も合理的で、このニーズに応じて企業内弁護士もますます増えるでしょう。

しかし、企業内弁護士の増加は、無条件に見られるものではなさそうで、「新しいフィールド」でない割に、2011年6月末日現在588人と、弁護士人口の約2%にとどまっています(注：日本組織内弁護士協会調べ)。要因はさまざまでしょうけれど、企業内弁護士が後に続くかどうか、また企業が企業内弁護士の起用を増やして行くか否かは、現役の企業内弁護士である私たちが、企業から、あるいは社会から高く評価されるか否かにもかかっているはずです。後進のための可能性を狭めたり、間違っても排除したりしないよう、反省も含めて研鑽を怠らずに日々の実務を積み重ねて行きたい、と思います。

5 大局観をもって眺めれば…

戦後の日本の弁護士制度が1945年から始まったとして、企業内弁護士は20年遅れて登場したかもしれません。しかし、企業内弁護士である私たちが、その所属企業の合法性確保や企業価値増大に貢献し、国内外の競争に打ち勝って企業が永続して行くように、日々執務するとします。そして、企業内弁護士の社会的意義がますます認められてゆくならば、企業内弁護士も永続的に発展して行くでしょう。そうなれば、いつの日か、企業内弁護士の「20年の遅れ」は無視できるに至るはずです。そのときは、「自由と正義」誌上で「新フィールド」と言われた時代があったなあ、と懐かしく振り返ることになるかもしれません。その日を迎えるときが来るまで、企業内弁護士の仲間と一緒に精進を続けたい、と考えています。

(2011年9月30日、日本組織内弁護士協会
10周年記念式典からの帰りの車中で)